

答申第17号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての一部訂正決定処分に対する異議申立て

2 争点

記録された個人情報の内容に、申立人の主張する事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるか否か、又は訂正請求の対象となる事実であるか否か。

3 審議会の判断

(1) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(2) ケース記録No.2系累図「扶養義務者の状況」欄

当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(3) ケース記録（平成〇年〇月〇日記事）

当該記事は、担当者が主治医に確認した主治医の評価を記載したものである。訂正請求の対象となる「事実」とは数量等の客観的事項であり、評価、診断、判定等の主観的事項は、訂正請求の対象とはならない。

(4) 面接記録票2（平成〇年〇月〇日）

実施機関は、被保護者から聞き取った内容の全てをケース記録に記載することは困難であると主張している。実施機関の主張するケース記録の性格に照らして保護の決定実施上、申立人の主張するように「主に水商売で就労。(スナックの手伝い)」との記述にクラブ・ラウンジ勤務や居酒屋の自営を必ず記録する必要があるとまでは認められない。

また、当該記事は、担当者が申立人から聞き取りを行った内容を記録したものであり、申立人の提出資料からは、その主張内容が事実であると客観的に証明されていると認めるには至らず、記録された個人情報の内容に事実の誤りがあるとは認められない。

(5) 以上により、審議会は、実施機関が訂正をしないと決定した個人情報の内容について、申立人の主張するような事実の誤り或いは記載すべき事実の漏れがあるとは確認できず、訂正の必要があると認めるには至らなかったため、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。